

下請法違反勧告事件一覧(平成29年1月～12月)

平成29年12月20日現在

番号	関係人 (注1)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注2)	
				対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
1	(株)ニッド	H29.2.23	減額(展示会協賛金, プラスワン登録料等)	28	約115,570,000		
2	(株)プレナス	H29.3.2	減額(半期協賛金, ディスカウントキャンペーン協賛金)返品	6	31,608,872	4	2,519,315
3	(株)あらた	H29.3.7	減額(現金引, 基本取引条件, 無返品分担金等)	10	15,016,075		
4	(株)井筒授与品店	H29.3.16	減額(歩引き)	40	17,881,006		
5	アトムリビンテック(株)	H29.3.22	減額(金利相当額, 協賛金, 歩引き)	39	47,703,052		
6	(株)久世	H29.4.27	減額(特別条件, 年間リベート等)	52	50,439,920		
7	山崎製パン(株)【措置請求】	H29.5.10	減額(ベンダー協賛金, 箸・フォーク代等)	10	46,224,401		
8	寿屋フロンテ(株)	H29.6.23	減額(原低, 遡及適用)	8	18,705,174		
9	タカタ(株)	H29.7.18	減額(一時金, 遡及適用)	64	249,769,538		
10	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H29.7.21	減額(商品案内作成代, 新店協賛金)	76	227,461,172		

(注1)「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事件である。

(注2)「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載している。